

## 報 告

本委員会は、昨年 10 月 18 日に地方公務員法第 8 条及び第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の給与等についての報告及び勧告を行ったところである。

その後、本県教育委員会においては、学校教育法の一部改正に伴い、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭の職を置くことができることとなったことから、公立中学校に主幹教諭を設置する方向で検討が進められている。

このことを踏まえ、本委員会においては、教育職員の給与の決定に関連のある種々の事情について調査研究を行った。

その概要は、次のとおりである。

### 1 新たな職の設置の検討経緯

我が国社会におけるグローバル化、情報化、少子・高齢化など、近年、社会構造の大きな変革期を迎え、学校教育の重要性がますます高まる一方で、学校を取り巻く環境は大きく変化し、学校教育が抱える課題の複雑・多様化が進んでいる。

このような中、中央教育審議会では、昨年 3 月に、学校の組織運営体制の見直しを図ることにより、学校運営の効率化を進めていくため、校長を補佐し、担当する校務を自ら処理する副校長（仮称）制度や、校長及び教頭を補佐して担当する校務を整理するなど、一定の権限を持つ主幹（仮称）制度の整備等の答申がなされている。

さらに、教育基本法の改正なども踏まえ、学校教育法の一部が改正され、平成 20 年 4 月から、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭の職を置くことができるようになった。

このような状況の中、本県教育委員会においても新たな職の設置について検討が行われた結果、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、来年度から公立中学校に主幹教諭を設置する方向で準備が進められているところである。

### 2 主幹教諭の職務内容

本県における主幹教諭は、通常の授業を担当するほか、配置される学校における校務分掌の責任者として、教員の意見を統括したうえでの管理職に対する意見の具申、教員に対する経営方針の徹底を行うとともに、担当する校務分掌の状況把握や校務の進行管理を行い、必要に応じて教員に指示を行うこととされており、学校教育法施行規則に規定する主任等の業務等に加え、担当業務についての監督権限も有し、教員の監督業務を行うこととなっている。

### 3 主幹教諭の給与上の処遇

主幹教諭の職務内容は、従来の児童生徒への指導業務に加え、担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、他の教員に対して監督も行うことになり、その複雑、困難及び責任の度が教諭よりも高くなることから、給与上の処遇についてもこのことを考慮し、教諭が現行の中学校・小学校教育職員給料表の2級に格付されていることを踏まえ、2級に特例を設けて処遇することが適当であると考えられる。

### 4 むすび

以上のことを考慮した結果、公立中学校へ設置する主幹教諭の給与上の措置については、次のとおり講ずることが適当である。

- (1) 現行の中学校・小学校教育職員給料表における職務の級について、別表のとおり2級の特例として特2級を設け、主幹教諭については特2級により処遇すること。
- (2) 主幹教諭の号給については、人事委員会が定める号給とすること。
- (3) 主幹教諭に対する手当等の取扱いについては、他の教育職員との均衡を考慮して措置すること。